

E クリニック問題に関する理事長声明

日本デイケア学会理事長

原 敬造

2015年7月23日、フジテレビ系「みんなのニュース」告発スクープ「医療費が狙われる？劣悪環境で暮らす患者」で都内精神科医療機関、E クリニックをめぐる医療扶助の問題が報道された。2015年7月24日には、医療扶助・人権ネットワークが厚生労働大臣・東京都知事宛意見書提出を提出した。産経新聞で「都内の精神科クリニックグループが、福祉事務所相談窓口相談員を派遣し、生活保護受給を条件にシェアハウスに住ませデイナイトケアに通院患者囲い込み」等とE クリニック問題が報道された。2015年7月25日～26日には共同通信配信で朝日新聞、日経新聞、毎日新聞でも大々的に報道され、精神科デイケアのイメージは、大きく傷つけられた。精神科デイケアに通所する利用者は自らの活動を、そして精神科デイケアに働く多くのスタッフは、自らの仕事へのプライドを大きく傷つけられた。

日本デイケア学会ではこの問題の社会に対する影響の大きさゆえに、E クリニック問題調査委員会を立ち上げ、調査を開始した。

学会は、自由な討論を基盤に、相互批判と相互止揚が本来の姿である。調査委員会は、E クリニックのE 先生(日本デイケア学会元会員)に対して相互討論と相互検証を求めたが、意思表示もなく、相互討論も検証も実現できなかったことは、極めて残念なことである。当該会員は会員としての義務を放棄するものであり、極めて遺憾なことである。

来談者は、患者である前に苦悩を抱える一人の人間である。E クリニックの問題はこのことに尽きる。生活保護の相談に来た人を、患者とみなす前にできる支援は何かを考えなければならない生活保護のケースワーカー、E クリニックに誘導する前に相談者に最も適切な支援は何かを考えなければならない委託された精神保健福祉士のワーカー、それぞれの持ち場で、人権に配慮した係わりが求められる。

医療は自由な契約に基づいて成り立つもので、生活保護受給と引き換えになされるものではない。ましてや医療は生活を管理するものではない。医療の名のもとで、患者の生活を管理することで、援助者は強力な権力者になる。それ故、医療の名で生活を管理された人は無力になり、尊厳も失われる。精神科デイケアでは、一定の時間医療施設で過ごす故の管理が生じる。それ故、医療は生活を支えるものであり、生活を管理するものではないことを常に意識する必要がある。

精神科デイケアは、通院による治療とリハビリテーションが融合したもので、利用者のQOLの改善を目指すものである。精神科デイケアの効果は様々であるが、利用者相互の関係、利用者と援助者の関係を媒介として相互の成長を促すものである。様々な傷つき体験をし、苦悩を抱える利用者が、安心できる場を通して、自らの力でチャレンジし解決する力を得る

場である。

Eクリニックの問題の教訓は、援助者がパターンリズムに陥っていないかを日頃から自己点検することにある。また、利用者の人権を侵害していないかを常に意識しながら、日常の活動を行うことである。

日本デイケア学会は、Eクリニックの問題を総括し、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約）などの基本理念を踏まえ、倫理委員会を立ち上げ、デイケア活動の倫理指針を提言することを決定した。